

議案第四十号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部三十七の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|------------------------------|-------|----------|
| 三十七の二 建築基準法第五十八条に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限の特 | 高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例認定申請手数料 | 二万八千円 | 認定申請のとき。 |
|---|------------------------------|-------|----------|

| | | |
|----------------------|---|--|
| <p>例の認定の申請に対する審査</p> | <p>三十七の三 建築基準法第五十八條に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限の特例の許可の申請に対する審査</p> | <p>三十七の四 建築基準法第五十八條に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限に係る経過措置に</p> |
| | <p>高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例許可申請手数料</p> | <p>高度地区における建築物の絶対高さ制限の適用除外に係る認定申請手数料</p> |
| | | <p>二万八千円</p> |
| <p>許可申請のとき。</p> | | <p>認定申請のとき。</p> |

よる適用除外
の認定の申請
に対する審査

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき区が定める高度地区に絶対高さ制限を導入することに伴い、制限の緩和の特例等に関する認定申請及び許可申請の手数を新設するため、本案を提出いたします。